

平成30年

第1回可茂衛生施設利用組合議会定例会

議案書

平成30年3月6日

目 次

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	・ ・ ・ ・ ・ 1
議案第 1 号	平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第 3 号） について	・ ・ ・ ・ ・ 2
議案第 2 号	平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会市町村分担金について	・ ・ ・ ・ ・ 3
議案第 3 号	平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会予算について	・ ・ ・ 4
議案第 4 号	可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の全部を改正 する条例の制定について	・ ・ ・ ・ ・ 5
議案第 5 号	可茂衛生施設利用組合情報公開条例の制定について	・ ・ ・ ・ 6
議案第 6 号	可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例の制定について	・ ・ 8
議案第 7 号	可茂衛生施設利用組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例 の制定について	・ ・ ・ ・ ・ 10
議案第 8 号	可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ ・ 11
議案第 9 号	可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の 制定について	・ ・ ・ ・ ・ 14
議案第10号	財産の取得について	・ ・ ・ ・ ・ 17

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年 3 月 6 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 1 月 15 日専決

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第 2 号）（別冊）

議案第 1 号

平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第3号）
について

平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第3号）を別冊のと
おり定める。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

議案第 2 号

平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について

平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金を別冊のとおり定める。

平成30年 3 月 6 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

議案第 3 号

平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について

平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年 3 月 6 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

議案第 4 号

可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の全部を改正
する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の全部を改正する条例を
次のとおり制定する。

平成30年 3 月 6 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の全部を改正
する条例

可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例（平成28年可茂衛生施設
利用組合条例第 5 号）の全部を改正する。

可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関しては、組合管理者の属する市町
村の行政不服審査に関する条例の例による。

附 則

この条例は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

可茂衛生施設利用組合情報公開条例の制定について

可茂衛生施設利用組合情報公開条例を次のとおり制定する。

平成30年 3 月 6 日 提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合情報公開条例

(目的)

第 1 条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障するとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）に対する住民の理解と信頼を深め、住民の参加と監視の充実による公正で民主的な組合の運営を推進し、もってより一層開かれた組合運営を実現することを目的とする。

(実施機関)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員並びに議会をいう。

(費用負担)

第 3 条 公文書の写しの交付を受ける者は、可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例（平成28年可茂衛生施設利用組合条例第 7 号）に定める手数料及び当該写しの送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、同条例に定める媒体による公文書の写しの交付が困難な場合は、当該手数料に代えて当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(審査請求の手續)

第 4 条 公文書の公開の請求に係る決定又は不作為に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求については、同法第 9 条第 1 項の規定による指名及び通知を行わないものとする。

2 実施機関は、前項に規定する審査請求（以下「審査請求」という。）があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、可茂衛生施設利用組合行政不服審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

（この条例に定めのない事項）

第5条 この条例に定めのない事項については、可児市情報公開条例（平成11年可児市条例第22号）（第1条、第2条第1項、第15条第2項、第16条第1項及び同条第2項を除く。）の例による。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

議案第 6 号

可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例の制定について

可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例を次のとおり制定する。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下「個人情報等」という。）の利用が著しく拡大していることに鑑み、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）の実施機関が保有する自己に関する個人情報等の開示、訂正、利用の停止等を請求する権利を保障するとともに、個人情報等の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護及び組合行政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。

(実施機関)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員並びに議会をいう。

(費用負担)

第3条 自己に関する保有個人情報等の写しの交付を受ける者は、可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例(平成28年可茂衛生施設利用組合条例第7号)に定める手数料及び当該写しの送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、同条例に定める媒体による保有個人情報等の写しの交付が困難な場合は、当該手数料に代えて当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(審査請求の手続)

第4条 保有個人情報等の開示又は訂正等の請求に係る決定又は不作為に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求については、同法第9条第1項の規定による指名及び通知を行わないものとする。

2 実施機関は、前項に規定する審査請求（以下「審査請求」という。）があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、可茂衛生施設利用組合行政不服審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報等の全部の開示又は訂正等を行うこととする場合（当該保有個人情報等の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

（この条例に定めのない事項）

第5条 この条例に定めのない事項については、可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号）（第1条、第2条第4号、第26条第2項、第28条第1項及び同条第2項を除く。）の例による。

附 則

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報等の収集等及び電子計算組織の結合については、この条例の相当規定の経たものとみなす。

議案第 7 号

可茂衛生施設利用組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例
の制定について

可茂衛生施設利用組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例を次のとおり制定する。

平成30年 3 月 6 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例

可茂衛生施設利用組合情報公開・個人情報保護審査会の設置については、組合管理者の属する市町村の情報公開・個人情報保護審査会設置条例の例による。

附 則

この条例は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例

可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 58 年可茂衛
生施設利用組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨) 第 1 条 (略)</p> <p>(特殊勤務手当の種類) 第 2 条 特殊勤務手当の種類は、<u>次の</u> <u>とおり</u>とする。</p>	<p>(趣旨) 第 1 条 (略) <u>2 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない</u> <u>と認められる業務に従事する職員に対し、その特殊性に応じて支給するものとする。</u></p> <p>(特殊勤務手当の種類等) 第 2 条 特殊勤務手当の種類は、<u>危険</u> <u>業務手当</u>とする。</p>

- (1) 衛生施設勤務手当
- (2) 火葬手当
- (3) 交替勤務手当

- 2 危険業務手当は、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年厚生労働省基安発第20号）に規定するレベル2以上の保護具を使用し、炉内等において立会い、検査等の業務に従事した場合に支給する。
- 3 危険業務手当の額は、1日につき350円とする。ただし、業務に従事した時間が4時間未満の場合は、手当の額に100分の60を乗じて得た額とする。

(衛生施設勤務手当)

第3条 衛生施設勤務手当は、可茂衛生施設利用組合に勤務する職員のうち次に掲げる職員に対し支給する。

- (1) 可茂聖苑に勤務する職員 月額20,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 前号に掲げる者以外の規則で定める職員 月額7,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (3) 前2号のほか、管理者が特に必要と認める業務に従事した職員 日額350円を超えない範囲内において規則で定める額

(火葬手当)

第4条 火葬手当は、可茂聖苑において現業に従事する職員に対し、月額150,000円を超えない範囲内において規則で定める額を支給する。

(交替勤務手当)

第5条 交替勤務手当は、交替制により午後10時から午前5時までの間に

勤務する職員に対し、一回 2,000 円を超えない範囲内において規則で定める額を支給する。

(支給方法)

第 6 条 特殊勤務手当の計算期間 (以下「給与期間」という。) は、月の 1 日から末日までとし、その給与期間の特殊勤務手当は、次の給与期間の給料の支給日に支給する。

(委任)

第 7 条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(支給方法)

第 3 条 特殊勤務手当の支給期間は、月の初日から末日までとし、その支給期間の特殊勤務手当は、その翌月の給料の支給日に支給する。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、施行日以後の業務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の業務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

議案第9号

可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の
制定について

可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例（平成28年可茂衛生施設利用組合条
例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																		
<p>（手数料の免除） 第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。 （1）～（3）（略） （4）その他必要と認めたとき。</p> <p>2（略）</p> <p>第5条（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務の区分</th> <th rowspan="2">額</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政不服審査法（平成26</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>			事務の区分		額	種類	内容	行政不服審査法（平成26	（略）	（略）	<p>（手数料の免除） 第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。 （1）～（3）（略） （4）その他、<u>管理者</u>が必要と認めたとき。</p> <p>2（略）</p> <p><u>（この条例の施行に関し必要な事項）</u> 第5条（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務の区分</th> <th rowspan="2">額</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u> 行政不服審査法（平成</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>			事務の区分		額	種類	内容	<u>1</u> 行政不服審査法（平成	（略）	（略）
事務の区分		額																			
種類	内容																				
行政不服審査法（平成26	（略）	（略）																			
事務の区分		額																			
種類	内容																				
<u>1</u> 行政不服審査法（平成	（略）	（略）																			

<p>年法律第68号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>		<p>26年法律第68号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務</p>		
		<p>2 可茂衛生施設利用組合情報公開条例（平成30年可茂衛生施設利用組合条例第2号。以下この項において「公開条例」という。）又は可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例（平成30年可茂衛生施設利用組合条例第3号。以下この項において「保護条例」という。）の施行に関する事務</p>	<p>公開条例に基づく公文書の写し又は保護条例に基づく個人情報等の写しの交付</p>	<p>交付する用紙が日本工業規格A列3番以下のもの1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円） ただし、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。</p> <p>電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき140円</p> <p>電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディ</p>

		スク（日本工業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したもの の交付 複製したもの の交付 光ディスク1枚につき 160円
3 各種 証明書、 写し等の 交付	(1) 火 葬の執 行に関 する証 明書の 再交付	1件につき 300 円
	(2) (1) に掲げ るもの のほか、 管理者 において 必要と 認め た事項 の証明 書の交 付	1通につき 300 円

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、別表の3の項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

議案第10号

財産の取得について

次のとおり工事用部材を取得する。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

- 1 目的 平成30年度 可燃ごみ処理施設長寿命化工事用部材購入
- 2 方法 随意契約
- 3 金額 123,984,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 9,184,000 円)
- 4 相手方 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目24番地30号
日立造船株式会社 中部支社 支社長 金谷 孝之